

平成19年 6月26日

平成18年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）第25条の規定により、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等について、次のとおり公表します。

記

県内の養介護施設従事者等による 高齢者虐待の事実確認件数		1 件	
上記の詳細			
高齢者虐待の 状況	被虐待者の 状況	性 別	男性
		年齢階級	90歳～94歳
		心身の状態像 等	要介護2
		高齢者虐待の類型	心理的虐待
高齢者虐待に対して市町村の取った措置		事実調査、指導	
施設・事業所の種別類型		指定認知症対応型共同生活介護事業所	
虐待を行った養介護施設従事者等の職種		開設法人の代表者	

参考1 市町村への平成18年度の通報状況

調査項目		養護者によるもの	養介護施設従事者等によるもの	計
通報件数	通報件数	421	3	424
	うち虐待	289	1	290
虐待内容	身体的	200		200
	介護放棄等	121		121
	心理的	143	1	144
	性的	2		2
	経済的	119		119

参考2 関係法令

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ー抜粋ー  
(公表)

第25条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則 ー抜粋ー  
(都道府県知事による公表事項)

第3条 法第25条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 虐待があった養介護施設等の種別
- 2 虐待を行った養介護施設従事者等の職種